

平成30年7月11日

一般社団法人鳥取県労働基準協会
会長 竹中 由紀夫 殿



「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」
に関する要請書

政府では、誰もが生きがいを持ってその能力を発揮できる一億総活躍社会の実現に向け、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しています。本年4月6日には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出し、6月29日に成立したところであり、この法で長時間労働是正のための時間外労働の上限規制や、年5日の年次有給休暇の時季指定の事業主への義務付けなどを設けることとしています。

鳥取労働局においても、「鳥取労働局働き方改革推進本部」及び「鳥取働き方改革推進会議」を設置し、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進といったワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組に加え、育児休業の取得促進、女性の活躍推進、多様な働き方の普及とその活用による非正規労働者の処遇改善といった幅広い分野で地域ぐるみの「働き方改革」を推進しています。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改め、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として平成27年から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす

す時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、昨年2月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始しているところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各企業において、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しています。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現を目指すものであり、業務の効率化の取組を併せて実施することが重要であることを改めて示すとともに、これまで各企業において積み重ねてきていただいた取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

鳥取労働局長 丸山 陽

